

# 国土の管理構想の計画体系について

---

※第2章は次回検討事項

## 【第1章】総論

1. 国土の管理構想とは
  - (1) 国土の管理構想とは
  - (2) 国土の管理構想の計画体系・・・・・・・・・・p2-10
  - ・国、都道府県、市町村、地域ごとの管理構想の関係性とトップダウンとボトムアップのプロセス
2. 人口減少下の国土管理の問題と管理の在り方
  - (1) 人口減少下の国土管理の課題
  - (2) 人口減少下の国土管理の在り方
3. 管理構想に関する国・都道府県・市町村の役割分担と連携・調整
4. 国土の管理構想のモニタリング・見直し

## 【第3章】市町村及び地域における管理構想の策定

1. 市町村管理構想・地域管理構想の意義
2. 市町村管理構想・地域管理構想の調整プロセス及び記載内容・・・・・・・・・・p11-20
  - ・市町村内で調整・協議すべき事項と協議の場の設置
  - ・市町村管理構想、市町村管理構想図の記載事項（現状把握と将来予測、管理の在り方、地域への支援、他の計画との調整事項、市町村自らの管理の取組等）
  - ・地域管理構想、地域管理構想図の記載事項（現状把握と将来予測、行動計画（管理の在り方、主体と役割分担）等）
3. 市町村管理構想・地域管理構想の策定に当たる留意事項

4. 市町村管理構想・地域管理構想の策定に当たる市町村におけるデータ整理・・・・・・・・・・p11、12、15
  - ・管理構想の策定に当たって有用・活用可能なデータの種類とその整理
5. 地域管理構想の策定に関わることが想定される主体と求められる役割
6. 地域管理構想の策定プロセス・・・・・・・・・・p14-20
  - <ステップ0：事前準備・機運醸成>
    - ①市町村による地域の現状の把握
    - ②地域での話し合いに向けた事前準備
    - ③地域の機運醸成や地域管理構想の策定に資する情報提供
      - ・市町村において確認・判断すべき事項と地域の機運醸成のための取組
      - ・地域の状況を踏まえた検討ステップの考え方
  - <ステップ1：現状把握と将来予測>
    - ・話し合いの実施と現状及び将来の見える化の手法
  - <ステップ2：地域管理構想図の策定>
    - ・検討フローに基づく土地利用・管理の選択手法（悪影響の抑制・緩和の視点のみにとどまらない）
  - <ステップ3：行動計画と地域のルールの策定>
    - ・実行に向けた行動計画やルール策定
7. 地域管理構想の見直しと市町村管理構想のモニタリング・見直し

## ○「国土の管理構想」とは

- ・地目横断的、複合的、他の地域へ影響する課題等の人口減少下の国土管理上の課題に対応した国土管理の在り方を示す。
- ・国土利用計画で示された「複合的な施策の推進」と「国土の選択的利用」による適切な国土管理を「国民的経営」のもと進めていくための視点・方策を具体化して体系的に示す。
- ・国土利用計画法の目的に鑑み、各個別分野との調整点・統合的考え方を示す。

## ○国土の管理構想の体系

- ・国土利用計画体系に位置付け、国、都道府県、市町村、地域ごとに管理構想を策定する。

## 国

- 長期的視野・広域的視点からの国土全体の管理の在り方として、考慮すべき視点や分野間の調整点・統合的考え方を示す。
- 国、都道府県、市町村及び地域の各レベルにおいて対応すべき管理の在り方や、各レベルの役割分担、連携・調整の考え方を提示。

## 都道府県

- 現状把握及び将来予測を前提として、都道府県土全体としてどのような管理の在り方が目指すのかを示す。
- 都道府県として管理すべきエリアと市町村、地域で対応すべき課題について判断するための視点を示し、隣接する市町村管理構想間の調整を行う。

## 市町村

- 現状把握と将来予測を前提として、市町村土全体としてどのような管理の在り方（市町村及び地域として管理すべきエリアと対応すべき課題を含む。）を目指すのかを示し、市町村管理構想図として地図化する。

市町村管理構想の一部として編入

## 地域

- 住民自ら、地域の現状把握及び将来予測を前提とした地域の将来像を描き、土地の管理の在り方について地域管理構想図として地図化するとともに、管理主体や管理手法を明確にした行動計画を示す。

策定に向けた人材や知見（データ等）の支援、市町村への働きかけ等

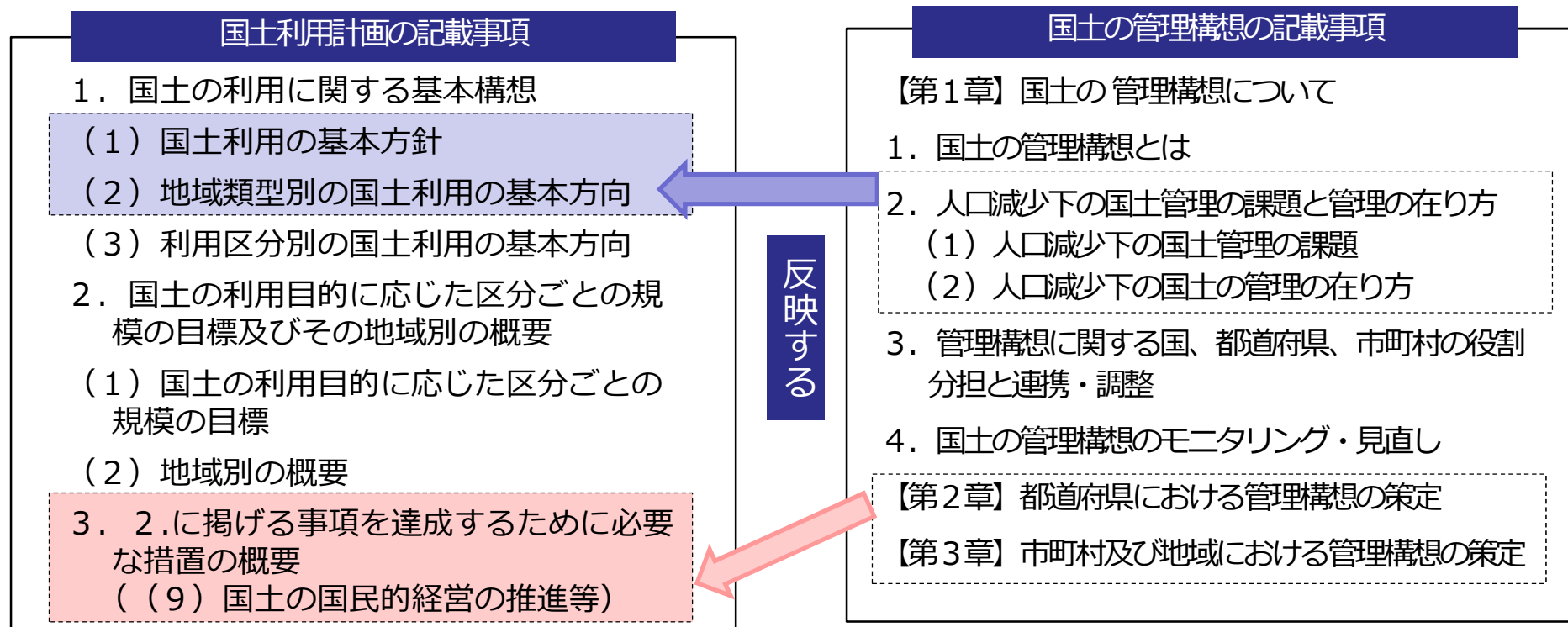
策定に向けた人材や知見（データ等）の支援、地域への働きかけ等

- 国土の管理構想は国土形成計画及び国土利用計画において掲げられる「人口減少下における国土の適切な管理」の在り方を構築し、適切な国土管理について実行に移すための実行計画である。  
※国土形成計画においては、人口減少下における国土の適切な管理の在り方を構築し、持続可能な地域社会を次世代に引き継ぐことが急務とされている。
- 地域で土地利用の在り方の検討を進めるに当たって必要な防災、自然共生、国土管理等に関する分かりやすい情報の提供や地域の選択を土地利用計画等に反映させる地域管理構想の仕組みの整備に関する情報を含むものとなる。

#### 国土形成計画抜粋：人口減少下における国土の適切な管理の検討に当たっての国、都道府県、市町村の視点

市町村・地域 (国土の国民的経営)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (人口減少下の国土の適切な管理は、) <u>地域の自然、社会、経済環境等を踏まえ、地域の発意と合意形成により実現されることから、地域の状況を熟知している市町村が中心となり、自らの地域の将来や土地利用のあり方を考え、地域の住民、団体等との協働により、土地利用を選択していくことが望ましい</u> (→市町村管理構想、地域管理構想)</li> </ul>
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 都道府県は、<u>広域的な見地から地域のあり方を検討し、産業、交通、防災、環境保全等分野ごとの施策の方向性や、土地利用の用途の方向性を示すことが期待される</u></li> </ul>
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国は、このような地域の取組を支援するため、<u>地域の土地利用のあり方の検討に資する防災、自然共生、国土管理等に関するわかりやすい情報提供を行う</u> (→国土の管理構想)</li> <li>• <u>地域の選択を土地利用計画等に反映させる仕組みを整備する</u> (→地域管理構想)</li> <li>• <u>土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理、利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理及び利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討する</u> (→地域管理構想検討フロー、事例、各省施策の提示)</li> </ul>

- 国土の管理構想は、現行の国土利用計画の内容の検討を深めるものであるが、第1章の国としての国土の管理構想のうち、「2.人口減少下の国土管理の課題と管理の在り方」は、次期国土利用計画の「国土利用の基本方針及び地域類型別の国土利用の基本方向」の議論のベースになり、国土利用計画の改訂に合わせて、実行計画としての改定も行われることが想定される。
- 第2章、第3章では、都道府県、市町村、地域（集落）における国土管理の在り方について整理するが、これらは次期国土利用計画における必要な措置（3.必要な措置の概要）の一つとして位置付け、取組の推進を行う。
- 計画期間については、国土利用計画に合わせたものとするが、実行計画であるため、計画期間にかかわらず必要に応じた定期的な改訂を行う。



### 5. 3. 国土利用計画の活用可能性

#### ○国土利用計画への管理構想や市町村管理構想図の位置付け

前項で述べた管理構想や市町村管理構想図は、できれば法定計画（法令又は条例に基づく計画）に位置付け、推進していくことが望ましい。

そして、以下の点から、管理構想や市町村管理構想図に関する合意形成の証しを位置付ける計画として、国土利用計画は最適であると考えられる。

#### ①全国計画、都道府県計画、市町村計画という構造を持つ制度である点

市町村、都道府県及び国が、それぞれ異なる観点から、広域的な視点で構想を示す上で適している。

#### ②都市、農業、森林等の個別分野ではなく、分野横断的かつ総合的な計画である点

個別分野ごとの計画からは漏れやすい将来的な放置が予想される土地の管理のあり方について、分野横断的に構想を示す上で適している。

分野横断的な管理構想を国土利用計画に位置付け、さらに個別分野ごとの法定計画にも位置付けることにより、それぞれの部局が一丸となって推進していくことが望ましい。

特に、第2次国土形成計画において「地域の状況を熟知している市町村が中心となり、自らの地域の将来や土地利用のあり方を考え、地域の住民、団体等との協働により、土地利用を選択していくことが望ましい。」とされており、2017年とりまとめでは、国土利用計画（市町村計画）（以下「市町村計画」という。）を「国土・土地利用に関する市町村のマスタープラン」と位置付けるとともに、土地利用構想図により目指すべきビジョンに見える化していくことが必要であるとした。既に一部の市町村が市町村計画に位置付けている土地利用構想図の中に市町村管理構想図の要素を盛り込むことにより、市町村計画を積極的に活用していくことが期待される。

さらに、同とりまとめでは、地域の土地利用計画を策定することも有用であるとして「地域の自治会や地域運営組織など、地域を担う主体を中心とした土地利用計画の立案・実行体制の構築が有用」としている。市町村計画の下位計画として、地域管理構想図を位置付け、市町村全体の方針との整合性を取っていくことも有効である。その場合、まずは地域で地域管理構想図を描いた上で、それを積み上げて市町村計画を策定するという手順を経る方法も考えられる。



○国土管理の取組を推進するためには、国土の管理構想を国土利用計画体系に位置付けることが有効であるため、都道府県管理構想は国土利用計画（都道府県）に位置付けるものとする。

（なお、国土利用計画を廃止し、土地利用基本計画などに県土利用の構想等を記載するという運用をしている県も存在しているため、国土利用計画に位置付けないこともやむをえないものとする。）

○国土利用計画（都道府県計画）は概ね10年間の計画とされているため、当該計画の実行計画である、都道府県管理構想についても10年計画とする（20～30年の将来を見据えることも必要。）。

### 都道府県計画に都道府県管理構想を位置付けた場合の記載事項

※黒字は国土利用計画の記載事項。①、③に位置付ける。

#### ① 都道府県土の利用に関する基本構想

##### → 都道府県土の利用の基本方針

- ・ 都道府県土に関する現状把握及び将来予測
- ・ 現状把握及び将来予測を受けた都道府県土の管理の在り方
- ・ 管理すべきエリアと市町村、地域で対応すべき課題について判断するための視点
- ・ 広域的な市町村間の調整

#### ② 都道府県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

#### ③ ②に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

- ・ 市町村及び地域に対する支援
- ・ 市町村によって管理しきれない地域について、都道府県で実施する管理の取組

・ 国が策定する国土の管理構想で示された、管理すべきエリアと対応すべき課題について判断するための視点をベースに、都道府県土における管理の在り方を示し、国が策定する管理構想を補完する。

・ 国が策定する国土の管理構想を都道府県として書き下すことで、市町村、地域が管理構想の策定に当たり、判断するための視点を提供する（市町村域を超えた広域調整にも資するもの）。（トップダウン）

・ 市町村管理構想、地域管理構想の策定に向けた支援を行う。

・ 都道府県内の連携を推進する取組を行い、管理されないことによる課題の発生を抑制する。

## 市町村管理構想の枠組み

- 2019とりまとめにおいて、
  - ・国土利用計画（市町村計画）を「国土・土地利用に関する市町村のマスタープラン」と位置付け、ビジョンを見える化した土地利用構想図の中に市町村管理構想図の要素を盛り込むことにより、市町村計画を積極的に活用していくことが期待される、
  - ・国土利用計画（市町村計画）の下位計画として、地域管理構想図を位置付け、市町村全体の方針との整合性を図っていく、  
としている。
- 上記整理のとおり、国土利用計画に市町村管理構想を位置付けるとより良いが、国土利用計画を策定していない自治体においては国土の管理構想の策定のハードルが上がってしまうため、市町村管理構想策定の負担を軽減するためにも、国土利用計画に限らない法定計画（都市計画マスタープランや総合計画など）に位置付けたり、管理構想を独自の計画として立てることができるなど、自治体独自の選択に任せることとする。
- 国土の管理構想としての要素が盛り込まれている計画については、市町村管理構想と見なす。

## 市町村管理構想の記載事項（案）

## ① 市町村土の管理に関する基本構想

- ・市町村土に関する現状把握及び将来予測
- ・現状把握及び将来予測を受けた市町村土の管理の在り方
- ・対応すべき課題と管理すべきエリア
- ・周辺市町村との調整

## ② 必要な措置の概要

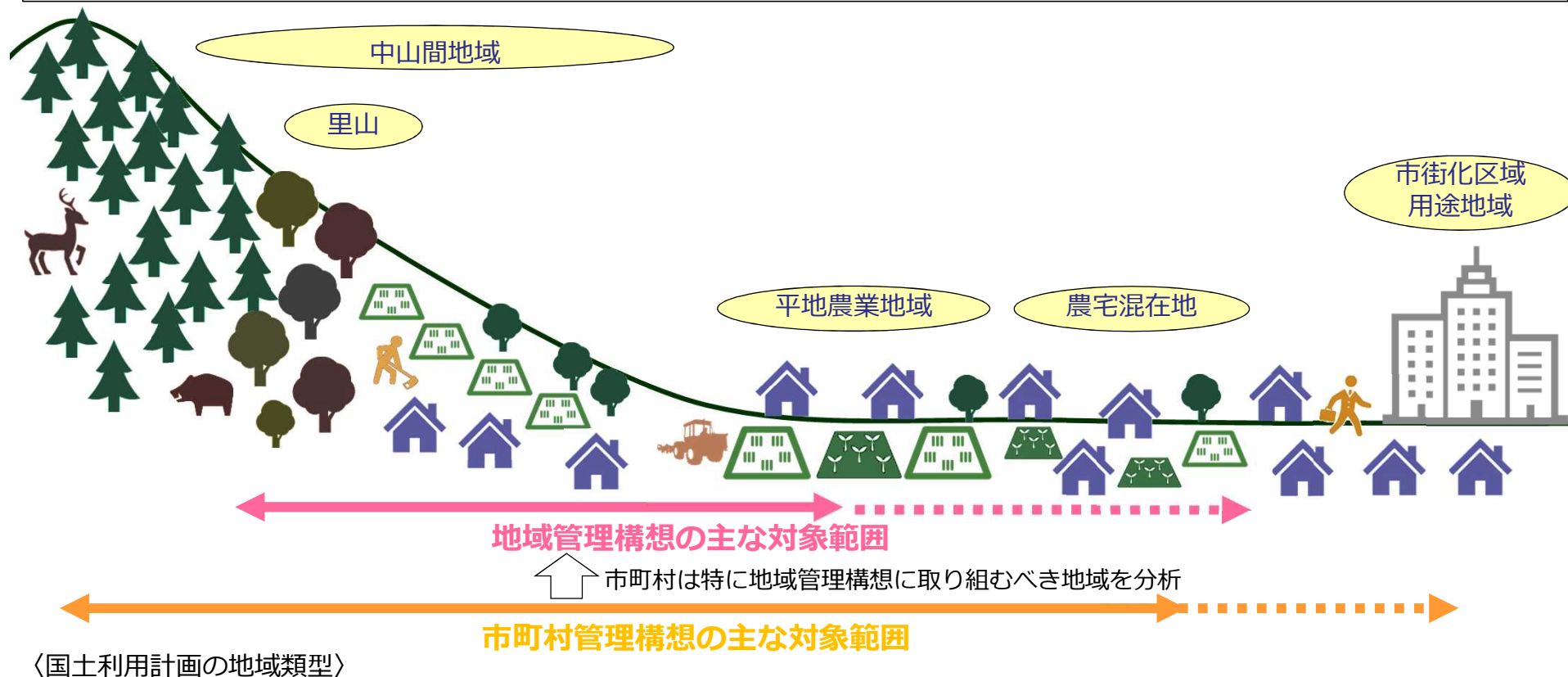
- ・地域に対する支援
- ・地域によって管理しきれない地域について、市町村で実施する管理の取組

## ③ 市町村管理構想図



## 8 市町村管理構想・地域管理構想の対象

- 国土利用計画（市町村計画）は行政区域全域を対象としている。
- 市町村管理構想は、行政区域全域を対象としつつ、とくに市街化区域・用途地域外を対象とする。  
（市街化区域は都市計画マスタープランや立地適正化計画の議論が進展しており、また課題の深刻化が進んでいる都市計画区域外の中山間地域や、地目混在している地域を優先的に議論する必要があるため）
- 市町村管理構想の対象地域のうち、地域の状況に応じて、地域管理構想の策定の働きかけを行う。
  - ・ 中山間地域を中心に課題の深刻度が高い地域から優先的に取組を実施。
  - ・ 全ての地域で地域管理構想の完成を目指す必要はなく、地域の状況に応じて取組に強弱を付ける。

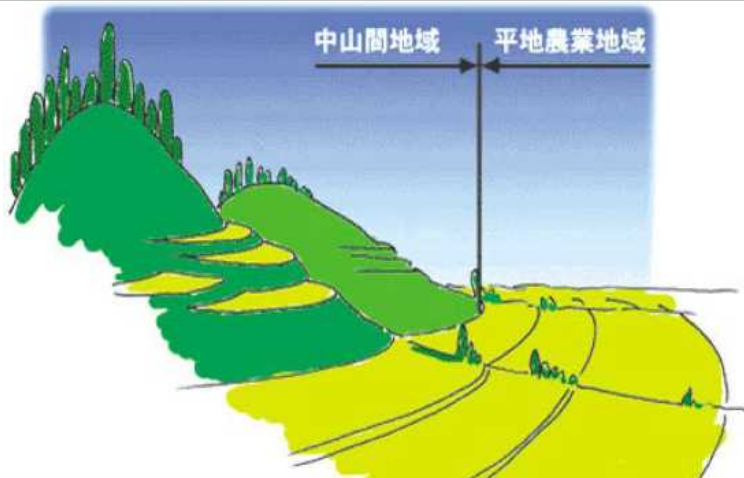


自然維持地域

農山漁村

都市

- 市町村管理構想の対象地域となる中山間地域（農業地域類型上の中間農業地域及び山間農業地域）は、人口は全国の約1割であるが、総土地面積は約7割、耕地面積は約4割、林野面積は約9割となっており、国土の大きな割合を占めている。



農業地域類型とは、農林水産省が設定する、地域を土地利用上の特性により類型化した統計表章区分。

農業地域類型	基準指標
都市的地域	可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人/km <sup>2</sup> 以上又はDID人口2万人以上の市区町村及び旧市区町村。 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人/km <sup>2</sup> 以上の市区町村及び旧市区町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。
平地農業地域	耕地率20%以上かつ林野率50%未満の市区町村及び旧市区町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑との合計面積の割合が90%以上のものを除く。 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の市区町村及び旧市区町村。
中間農業地域	耕地率が20%未満で、都市的地域及び山間農業地域以外の市区町村及び旧市区町村。 耕地率が20%以上で、都市的地域及び平地農業地域以外の市区町村及び旧市区町村。
山間農業地域	林野率80%以上かつ耕地率10%未満の市区町村及び旧市区町村。

注1 決定順位：都市的地域 → 山間農業地域 → 平地農業地域・中間農業地域

注2 DID[人口集中地区]とは、人口密度約4,000人/km<sup>2</sup>以上の国勢調査基本単位区がいくつ隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地区をいう。

注3 傾斜は、1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

中山間地域の主要指標 (平成27年)

区分	単位	全国 (A)	中山間地域 (B)	平地農業地域	都市農業地域	割合 (B/A)
①人口	万人	12,709	1,420	1,144	10,147	11.2%
②総土地面積	千ha	37,797	27,409	5,366	4,411	73.7%
③耕地面積	千ha	4,496	1,841	1,994	635	40.9%
④林野面積	千ha	24,802	21,742	1,753	1,261	87.7%
⑤総農家数	千戸	2,155	953	652	551	44.2%
⑥販売農家数	千戸	1,330	566	475	289	42.6%
⑦農業集落数	集落	138,256	73,759	34,874	39,194	53.3%
⑧第1次産業就業者数	千人	2,222	861	743	634	38.8%

資料：農林水産省「2015年農林業センサス」(②及び④の全国の値、⑤、⑥、⑦)  
農林水産省「平成27年耕地及び作付面積統計」(③の全国の値)  
総務省「平成27年国勢調査」(①、⑧の全国の値)

注1 農業地域類型区分は、平成29年12月改定のものを使用。中山間地域とは、中間農業地域及び山間農業地域の合計。

注2 「①人口」、「③耕地面積」、「⑧第1次産業就業者数」の中山間地域の値は、農林水産省農村振興局地域振興課が独自に推計。平地農業地域及び都市農業地域については、国土政策局が独自に推計。

注3 「②総土地面積」、「④林野面積」の中山間地域の割合は、旧市区町別個票データから集計した合計値に対する割合。

- 計画期間の設定に当たっては、実効性を重視した計画期間と将来を見据えた期間の2つの観点が必要。
  - ・市町村の国土利用計画は、概ね10年計画と運用としている（将来を見据えた期間の設定なし）。
- 国及び都道府県の管理構想はトップダウン的に大きな方向性を示すものであるが、市町村及び地域の管理構想は、集落での個別具体的な取組を含むものであるため、その点を考慮して計画期間を設定する必要がある。



- 地域管理構想は概ね5年を計画期間とするが、地域の実情に応じて変更可能なものとする。10年程度の将来を見据えた計画とする。
  - ・集落において、具体的な土地の管理について行動計画を立てるに当たっては、住民が取組の想定ができる短期の計画である必要がある（中条ワークショップにおいても住民からは5年程度先までしか考えることは難しいとの意見があった。）。
  - ・中条地区でのワークショップにおいても、10年後の土地利用状況を示した上で検討を行った。
  - ・集落において連携が予想される、人・農地プランについては5から10年先の将来について考える計画とされており、中山間直接支払交付金の集落戦略についても6から10年後の将来像を想定して、5年の計画を立てることになっている。
- 市町村管理構想は概ね5年から10年の計画期間とする。10年以下の計画期間とする場合も、20～30年程度の将来は見据えた計画とする。
  - ・市町村で策定する個別具体的な取組を含む関連計画は、概ね5年を計画期間としているものがほとんどであり、それらとの整合を優先する場合、5年計画とすることが妥当。国土利用計画や地方自治法の基本構想（大きな方向性を示す計画）に位置付ける場合は、概ね10年の計画期間とすることを想定する。
  - ・国土形成計画（平成27年改定）においても、土地利用転換を伴う取組は計画期間を超えた長期的な見通しの上に地域の合意形成を進めるなど長期の視点から取り組むことが重要であるとしている。
- 計画の定期更新とは別に、各地区の地域管理構想の策定及び変更に合わせて市町村管理構想図を順次更新する。

# 11 市町村管理構想の策定プロセス

ステップ①：市町村土に関する基礎情報から現状把握及び将来予測

○既存データ及び個別施策から分かる地域及び土地管理の状況の現状を把握し、10年後の将来予測を実施。

✓ 集落維持可能性に係る情報

人口、高齢化率、世帯減少率、転入転出等（国勢調査等）

寄合の開催状況（農林センサス）

✓ 土地の管理状況及び課題認識に係る情報

耕作者年齢、耕作意向、後継者の有無（農家台帳、農林センサス、人・農地プラン）

耕作放棄地の状況（農地利用状況調査）

空家情報（空家等実態調査）

森林管理状況、管理意向（林地台帳、森林計画制度、森林経営管理制度）

事業実施状況や行政への要望の状況

✓ 土地の維持すべき機能・資源に係る情報

文化資源（文化財）

観光資源

景観資源

✓ 管理水準の低下によりリスクが高まる可能性のあるエリアに係る情報

災害リスク（ハザードマップ）

鳥獣害

ステップ②-1：現状把握及び将来予測を受けた、対応すべき課題と管理すべきエリアの整理

○データから分かる情報を整理。

土地の管理水準低下により発生する課題

土地の管理水準低下により発生する悪影響

土地の機能や資源の喪失

将来的な活用可能性の喪失

※他の地域にまで影響を与える課題がある場合や地域全体に影響を与える課題がある場合はとくに深刻度が高い

土地の管理水準低下による課題が懸念されるエリア

集落の維持が困難となる可能性のあるエリア

土地の管理水準低下の問題が顕在化又は将来的に顕在化するエリア

土地の管理水準の低下を防ぎ、維持すべきエリア

（地域管理構想策定に向けた作業のステップ①-1と並行した作業）



## 土地の管理水準低下により発生する課題

土地の管理水準低下により発生する悪影響

土地の機能や資源の喪失

将来的な活用可能性の喪失

## 土地の管理水準低下による課題が懸念されるエリア

集落の維持が困難となる可能性のあるエリア

土地の管理水準低下の問題が顕在化又は将来的に顕在化するエリア

土地の管理水準の低下を防ぎ、維持すべきエリア

⑥-2、3、4による追加的整理

## ステップ⑥-2：地域への聞き取りによる追加的整理

○中山間地域及び中山間地域外でもステップ⑥-1で課題の深刻度の高い地域とされた地域について、優先的に地域への聞き取りを実施し、地域及び土地の管理状況課題状況の把握を行う。

✓ 集落維持可能性に係る情報

コミュニティ状況や地域人材の有無

✓ 土地の管理状況及び土地の管理状況に対する課題認識に係る情報

土地の放置により発生している課題 地域意向

その他課題認識 土地所有者意向 など

(地域管理構想策定に向けた作業のステップ⑥-3と同様の作業)

## ステップ⑥-3：市町村としての課題認識による追加的整理

- 市町村内各部局の協議の場を設ける。
- ステップ⑥の基礎情報による現状把握と将来予測、⑥-1の土地の管理水準の低下により発生する課題と課題が懸念されるエリアの整理を下に市町村職員として議論を行う。
- 現状把握、将来予測を前提に、どういう将来像を目指すのか、地域振興的視点も含めて、市町村管理構想の方向性を整理する。

土地の管理に関する課題認識や将来予測

地域づくりや産業振興のために維持すべきもの

課題に対する意向の調整

目指すべき将来像

各種市町村内の計画との齟齬が無い※

※施策の調整点については、課題と管理の在り方の議論の中で精査

## ステップ⑥-4：広域的な視点による追加的整理

- 国・都道府県の管理構想で示された広域的な視点から追加的に整理。
- 具体的なデータで判断できない場合は、協議の場において、各担当部局として問題が無いか確認を実施

※内容については、課題と管理の在り方の議論の中で精査

✓ 土地の維持すべき機能・資源に係る情報や土地の管理水準低下により発生するリスクに係る情報

鳥獣害 水資源 災害リスク 文化資源

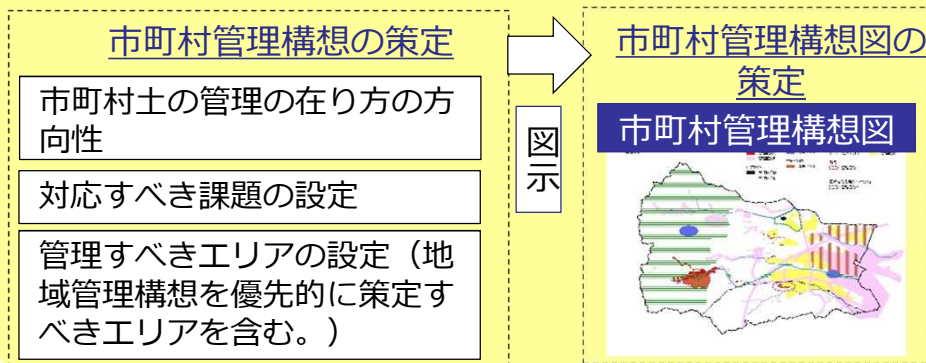
生物多様性、環境保全 国・都道府県の管理構想で示された機能

国・都道府県の管理構想で示された機能

## ステップ㉔：市町村管理構想及び市町村管理構想図の検討

## 〈記載事項：市町村土の管理に関する基本構想〉

- 市町村として、現状把握、将来予測を前提に、どのような将来像を目指すのか、地域振興的視点も含めて、管理の在り方の方向性を示す。周辺市町村と意見交換し、調整を実施。
- 整理した対応すべき課題と管理すべきエリア（地域管理構想を優先的に策定すべきエリアを含む。）を示す。
- 一筆ごとの土地の管理ではなく、空間としての方向性として、管理すべきエリアや管理の在り方を示す。
- 整理した対応すべき課題と管理すべきエリアを市町村管理構想図に落とし込む。



## 〈記載事項：必要な措置の概要〉

- 地域管理構想策定に向けた地域に対する支援や市町村管理構想を推進するための取組を位置付ける。

例)

- ・地域管理構想の策定が行われるよう働きかけ、地域の合意形成の支援を行う。
  - ・市町村管理構想の管理すべきエリアが地域管理構想で管理を実施しないエリアとされているなど地域管理構想と市町村管理構想で方向性が合わない場合、必要に応じて地域にアドバイスを行う。
  - ・市町村として管理すべきと考える地域において、地域主体による管理の取組が難しい場合は、市町村自らによる管理の実施を検討する。
  - ・市町村内の連携による管理の取組（上流域の水資源を保全するため、中心市街地の住民が地域の管理の取組を実施する等）を推進するなど、管理されないことによる課題の発生を抑制する。
  - ・地域への支援措置活用の検討
- ※各省の活用可能な支援措置について、提示することを予定。

## ステップ㉕：地域管理構想図を市町村管理構想図に反映

- 地域において策定された地域管理構想図の妥当性を評価し、市町村管理構想図として順次反映する。
- 地域管理構想を優先する。ただし、市町村管理構想で管理すべきエリアが地域管理構想で管理を実施しないエリアとされている場合、市町村管理構想を優先し、管理すべきエリアに存置しつつ、市町村としての管理の取組の実施等を検討する。

- 地域管理構想において、地域が市町村に対応や役割を求める内容があれば対応を検討。地域が求める内容に応じて、関係部局が対応する。

例)

- ・集落周辺の森林管理について要望があった場合、市町村の森林部局で各種制度の活用等による管理方法について検討する
- ・中心市街地の住民との連携を実施したいとの内容がある場合、連携を図る地区の検討を行う など



○全ての地域において地域管理構想を策定することは難しいと考えられるため、地域に応じてステップのどこまで進めるか、二段構え、三段構えで考える必要。

市町村における作業

ステップ①：市町村による事前準備・機運醸成

### 1. 地域の現状と課題の把握

中山間地域、課題の深刻度が高い地域

中山間地域外、課題の深刻度が低い地域

2. 現況図、将来予想図の作成

3. 現況図、将来予想図を集落に情報提供し、機運の醸成+聞き取り

市町村管理構想に方向性を盛り込む

- 引き続き働きかけや支援を実施
- 市町村自ら実施する管理の取組の検討
- 市町村内の地域連携等による管理の取組を検討
- （コミュニティ不活性の場合）コミュニティ活性化に向けた取組の実施

・地域の話合いの実施について合意された場合（コミュニティが不活性（集落機能が低下している）な場合も、できる限りステップ①の取組は実施できるよう働きかける。）

・地域の話合いの実施について合意がとれない場合  
・コミュニティが不活性であり、地域での話合いが難しい場合

地域における作業（市町村はサポートを実施）

ステップ①：地域における現状把握と将来予測（自分たちの暮らす地域について改めて考えてみる）

地域での土地利用選択まで検討が難しかった場合

地域における作業（市町村はサポートを実施）

ステップ②：地域管理構想図の策定（土地の使い方を選択する）

人口減少・高齢化が深刻で、ステップ②において、必要最小減の管理以外の選択が難しい（と想定される）場合

地域における作業（市町村はサポートを実施）

ステップ③：地域における行動計画と地域のルールの方策

市町村の支援により、集落消滅の可能性を前提とした、集落のルール設定や、集落の文化的アーカイブ活動などの取組を実施

## 市町村における作業 ステップ①：市町村による事前準備・機運醸成

※市町村管理構想策定に向けた  
ステップ①②③と並行した作業

### 1. 地域の現状と課題の把握 & 地域の選定

- ✓市町村管理構想のステップ①、②から、地域の現状と課題を把握。
- ✓市町村管理構想のステップ③から、優先的に地域の将来や土地の管理について検討すべき地域集落を選定。

### 2. 現況図、将来予想図の作成

- ✓空家情報、耕作意向及び耕作者年齢、後継者の有無、耕作放棄地、森林管理状況及び管理意向の状況について地図化する（すでに地図化している情報はそのまま活用）。
- ✓ハザードマップや資源など地域レベルで把握できる情報があれば、地図に落とし込み共有する。

#### ステップ①、②の情報

人口、高齢化率、世帯減少率、転入転出等（国勢調査等）

空家情報（空家等実態調査）

森林管理状況、管理意向（林地台帳、森林計画制度、森林経営管理制度）

耕作放棄地の状況（農地利用状況調査）

耕作者年齢、耕作意向、後継者の有無（農家台帳、農林センサス、人・農地プラン）

地域産業資源

観光資源

文化資源（文化財）

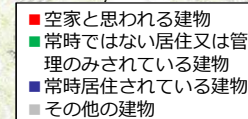
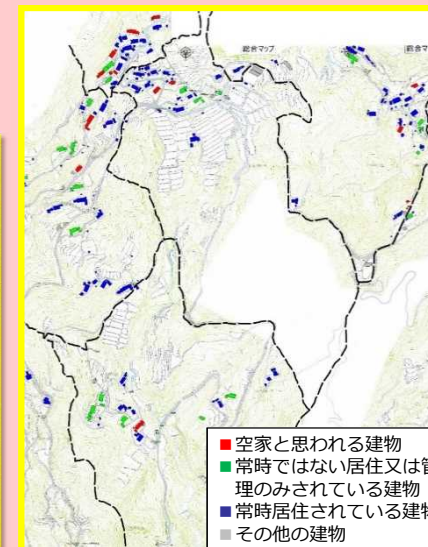
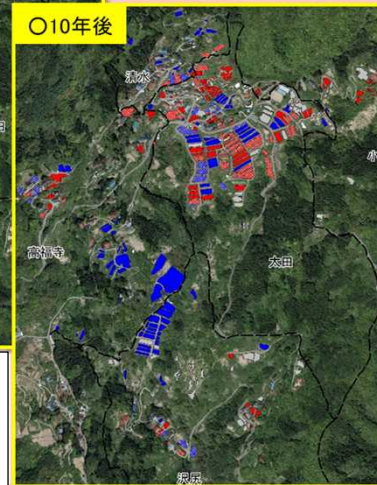
景観資源

災害リスク（ハザードマップ） など

#### 長野市中条地区の事例

〈現在と10年後の農地の耕作者年齢及び後継者の有無〉

〈空き家の現況〉



図：長野市総合マップ

## 市町村における作業 ステップ⑥：市町村による事前準備・機運醸成

## 3. 現況図、将来予想図を集落に情報提供し、機運の醸成+聞き取り

地域の中心人物（自治会長、自治運営組織、民生委員、農業委員等）に集まっていたいただき、以下の取組を実施。

## 〈機運醸成〉

- ✓ 現況図、将来予想図について情報提供し、地域の状況を把握してもらうことにより、地域管理構想を検討する必要性について理解してもらう。
- ✓ 地域における話合いの実施について合意をしてもらう。
- ✓ 必要に応じて他地域の事例紹介・視察や支援策についての情報共有や専門家の知見の共有を行う。

## 〈地域管理構想策定に向けた聞き取り〉

- ✓ コミュニティ状況や地域人材の有無や、土地の放置により発生している課題、地域の意向、その他の課題認識等地域及び土地管理状況について聞き取りを行う。  
(市町村構想策定に向けた作業のステップ⑥-2と同様の作業)
- ✓ 複数集落で共同で取組を実施する必要があるか等地域の範囲の検討を行う。
- ✓ 居留意向及び居住者年齢を聞き取り、地図に落とし込む（地域での話し合いに向けた作業）。

## 〈市町村による地域管理構想を検討する地域の範囲の設定〉

- 地域の範囲の設定については、合意形成可能な単位で設定する。
  - ・ 検討主体となりうる人材はいるか。
  - ・ 地域ごとの経済状況や地域環境、文化などの地域資源の状況やコミュニティの状況はどうなっているか。
  - ・ 地域の課題認識はどうなっているか。
  - ・ 立地、集落同士の間人間関係はどうなっているか。
- 一集落での地域設定とすべきか。複数集落でまとめた地域設定とするか、検討する。

地域における作業（市町村はサポートを実施）

ステップ①：地域における現状把握と将来予測（自分たちの暮らす地域について改めて考えてみる）

ワークショップの実施：土地や地域の現状及び将来の状況の把握・共有

- ✓ 地域の資源状況、魅力、歴史、文化、自然環境等の把握  
→例えば、地域内やその周辺において生物、文化等地域の資源状況に詳しい方などの話し合いへの参加を促す。
- ✓ ステップ①の現況図の内容を確認し、現在の土地の利用や管理の状況を把握する。
- ✓ 地域の歴史や過去の土地の管理状況、過去の地域作りの取組の振り返り
- ✓ ステップ①の将来予想図をもとにした、10年後の見通しの把握、土地利用に限らない地域の将来像の設定や課題の整理

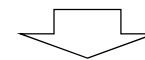
### 長野市中条地区の事例

○現況図及び将来予想図をもとにした、土地の利用・管理状況に対する住民意見（一部抜粋）

	過去	現在	未来
森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山に行っても獣がいなかった。</li> <li>・林業の衰退も大きい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林所有者が赤字で手入れをしない。</li> <li>・竹が沢山生えて大変。</li> <li>・木が生えて景色が見えなくなり残念。</li> <li>・クマが多く山に入れない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林が密集して人が入りにくい、間伐すれば美しく見え、山菜採りもできる。</li> <li>・竹やぶに手が付けられなくなる可能性。</li> <li>・薪の需要が増える可能性。</li> </ul>
農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地だった場所にスギが植林された。今後の管理は難しい。</li> <li>・かつて田んぼ、畑等だった場所の多くが自然に戻った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・数年後には田畑はできない。</li> <li>・急斜面のため草刈りが大変。</li> <li>・畔の維持は棚田ならではの大変さ。</li> <li>・竹が生えると農地への影響が大きい。</li> <li>・桑畑だった場所はヨシが生えて木が生えず、荒れる。スギが植えられた場所はまだまし。</li> <li>・イノシシに負けそう。</li> <li>・綺麗に管理するモチベーションを保つためにサクラを植えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生鳥獣の棲家、動物園に。</li> <li>・田畑の森林化で家が囲まれて防犯上心配。</li> <li>・田沢沖の棚田は高福寺と沢尻の動線。地域のつながりのために守る必要がある。</li> <li>・栃倉の棚田は、ほ場整備の合意形成に苦労した。将来もなんとか守りたい。</li> <li>・ハゼ掛けが厳しい。機械化が必要。</li> <li>・手間がかからない山菜に期待。</li> <li>・道路沿いに無い農地は管理が困難。</li> <li>・定年帰農のニーズがある可能性。</li> </ul>
宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和53年に小学校が廃校。</li> <li>・集落の位置は変わっていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家が朽ち果てており、切なくなる。</li> <li>・木が大きくなり集落や北アルプスが見えにくくなった。</li> <li>・移住希望者がいても貸し手がない。</li> <li>・10年～20年前は閉鎖的だったが、人が減ってきて変わってきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家を貸すのは難しい。家が壊れた修理が家主では貸す人がいない。</li> <li>・未来は若者の移住者が増える可能性。</li> <li>・田舎の役員などを減らして、移住者の負担を減らさないといけな。</li> </ul>

○地域資源、維持していきたいエリアの住民意見（一部抜粋）

- ・登山道、村を一望できる場所、観音様がある場所は観光資源でもあり、地域の心の拠り所
- ・棚田百選の棚田①は観光資源であり、地域の心の拠り所
- ・棚田百選の棚田②は二つの集落の導線にあり、荒廃すると集落が分断される。
- ・機械での営農が可能どころや集落はできる限り残したい。 など

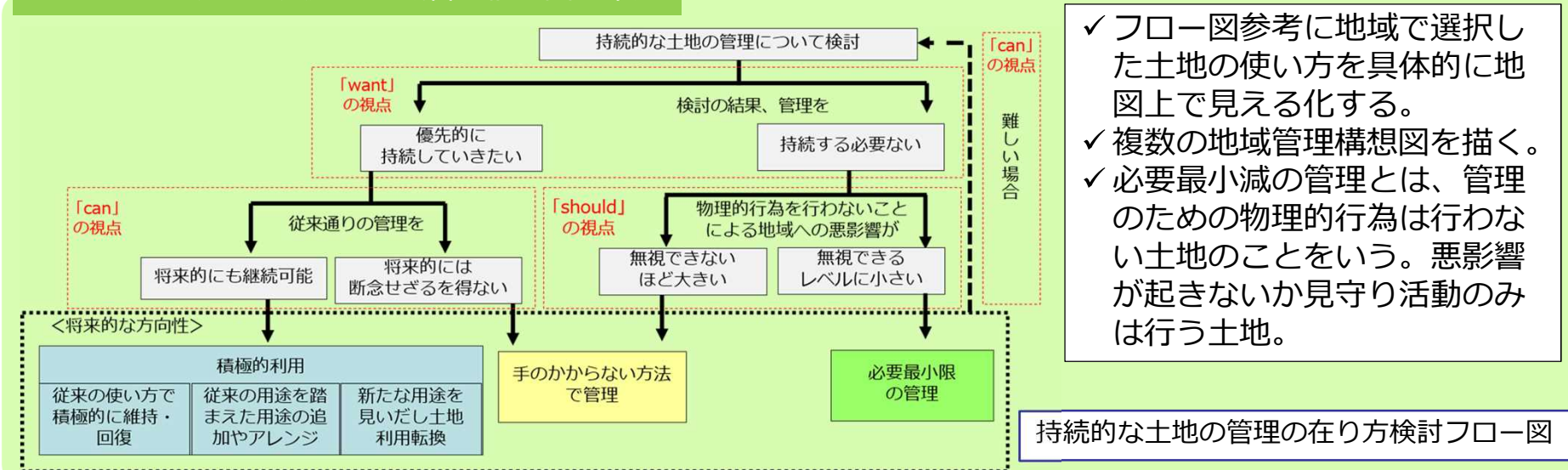


- ・10年後を想定すると棚田についても維持は不可能であり、担い手の確保が必要。
- ・農業については省力化を図る必要。
- ・空き家を世話してくれる人や相談を受けられる人が必要。 など



地域における作業（市町村はサポートを実施） ステップ②：地域管理構想図の策定（土地の使い方を選擇する）

## ワークショップの実施：地域管理構想図の策定



- ✓ フロー図参考に地域で選択した土地の使い方を具体的に地図上で見える化する。
- ✓ 複数の地域管理構想図を描く。
- ✓ 必要最小減の管理とは、管理のための物理的的行為は行わない土地のことをいう。悪影響が起きないか見守り活動のみは行う土地。

## 長野市中条地区の事例 ○地域管理構想図（一部抜粋）

### グッドシナリオ

**地域として貴重な農地**である枋倉の棚田、田沢沖の棚田（棚田百選）は利用を継続

機械が入れる比較的条件の良い農地は将来の住民が活用できるよう保険として管理

獣害の拡大が想定されるため、現行管理されている森林を引き続き管理

### バッドシナリオ

棚田のどちらかは、耕作を諦めざるを得ない

将来の居住者が少ないことが想定され、**人手をかけないこととする**

獣害の拡大が想定されるため、現行管理されている森林を引き続き管理

地域における作業（市町村はサポートを実施）

ステップ③：地域における行動計画と地域のルールの方策

ワークショップの実施：行動計画の方策

✓ 実践場所を特定した取組内容、取組主体と役割分担、想定される連携先等を今から将来に向けての行動計画としてまとめる。

### 長野市中条地区の事例

○行動計画に向けた話し合い（一部抜粋）

実践内容	場所	具体的な取組内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>最低限、耕地として活かす</li> <li>集落営農</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>棚田百選の棚田（2か所）</li> <li>おいしいコメがとれて条件のよい田</li> </ul>	今	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちへ耕作の必要性を理解してもらう</li> <li>集落共同、一体で守ろうという一体感をつくる</li> <li>共同組織の設立に向け準備</li> </ul>
		来年度から	<ul style="list-style-type: none"> <li>栽培方法の統一（作業と販売のため）</li> <li>共同作業を開始</li> </ul>
		今から5年まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども世代に手伝ってもらい、引き入れ</li> <li>所有者の意思確認</li> <li>コンバインの集約化に向けて共同購入、外部からの若手の引き入れ</li> <li>鳥獣害対策（電柵）を共同で購入</li> </ul>
		5年目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>集落営農化</li> <li>5年以内には集約化</li> <li>5年目安に販路づくり</li> <li>まずは何人かで共同化</li> </ul>

○行動計画イメージ（中条地区では次回ワークショップで話し合い予定）

実践内容	場所	着手時期			役割分担					実践のポイントなど	想定される連携先など
		すぐ	2~3年	4年~	個人	組織	地域	官民連携	行政		
棚田での集落営農の実現に向けた取組											
子どもたちへ耕作の必要性を理解してもらう	棚田、条件の良い田んぼ	○			○		◎				
集落共同、一体で守ろうという一体感をつくる		○					◎				
共同組織の設立に向け準備（方向性の合意、中心メンバーでの会合）		○						◎		中山間直接支払交付金の活用	市役所（交付金活用のため）



地域における作業（市町村はサポートを実施） ステップ③：地域における行動計画と地域のルール策定

### ワークショップの実施：地域のルール策定

- ✓ 行動計画の取組を進めるため、地域集落が円滑に回るための最低限のルールを設定する

#### 想定されるルールの例

- ✓ 作成した地域管理構想、行動計画について進捗確認や見直しを行うためのルール  
（例）年1回進捗状況の確認や計画の見直しのための話し合いを行う。
  - ✓ 見守り活動実施のルール  
（例）・ 放置が進み、住民に悪影響が起きそうな土地に気付いたら、自治会に報告する。  
・ 年1回進捗状況の確認の際に、集落の土地の点検活動を実施。
- （必要最小限の管理を行う土地（管理のための取組は行わない土地）や、ワークショップの結果取組が決まらなかった土地については、地域にとって大きな悪影響が起きないように、見守り活動を行う必要がある。）
- ✓ 集落から撤退する場合や土地等を手放す際のルール  
（例）・ 農地の管理をやめる場合は集落内で相談し、次の担い手を決める（そのまま放置されないように）。  
・ 集落から引っ越す際には、空家バンクへの登録を検討する。
  - ✓ 新しい住民を受け入れる際のルール  
（例）・ 新住民に集落活動における過度な負担がかからないように配慮する。お祭りの参加は強制しない。